

『ちばSSKプロジェクト』等に関する協定書

千葉県（以下「甲」という。）と千葉県生活協同組合連合会（以下「乙」という。）は、「ちばSSKプロジェクト」（高齢者孤立化防止活動）等について、次のとおり協定を締結する。

なお、乙は、千葉県生活協同組合連合会及びその構成員である生活協同組合コープみらい、生活協同組合パルシステム千葉、生活クラブ生活協同組合、なのはな生活協同組合をいう。

（趣旨）

第1条 この協定は、乙が日常業務として行う宅配事業等を通じた高齢者の見守り活動及び認知症対策並びに高齢者の支援活動（以下「乙におけるSSK活動等」という。）について、甲及び乙が積極的に協力して取り組み、高齢者等が、地域で安心して生活ができるようにすることを目的とする。

（甲の役割）

第2条 甲は、県内の市町村及び関係機関に対して、この協定の趣旨の周知を図るとともに、市町村における取組が円滑に行われるよう、助言等必要な支援を行うものとする。

（乙の役割）

第3条 乙は、職員等に対してこの協定の趣旨の周知を図るとともに、乙におけるSSK活動等が円滑に行われるよう次の各号に取組むものとする。

- （1） 乙は、宅配事業等を通じて、高齢者の見守り活動に取り組みものとする。
- （2） 乙は、「ちばSSKプロジェクト」の普及啓発等に取り組みものとする。
- （3） 乙は、認知症サポーター養成等、認知症対策に取り組みものとする。
- （4） 乙は、高齢者の安全、安心の普及啓発等に取り組みものとする。
- （5） その他、乙は、甲の高齢者施策にできる範囲で協力するものとする。

（個人情報の保護）

第4条 甲及び乙は、乙におけるSSK活動等を通じて知り得た情報を第三者に漏らし、又は目的以外に利用してはならない。この協定の有効期間終了後も同様とする。

（費用の負担）

第5条 乙におけるSSK活動等に要する費用は乙の負担とする。

(相互連携)

第6条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な推進を図るため、情報交換を行う等、相互の連携の強化に努めるものとする。

(協議)

第7条 社会情勢の変化等によってこの協定に不備が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項について定める必要が生じたときは、甲及び乙で協議するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1ヶ月前までに、乙から年間計画書が再提出されたときは、当該有効期間満了の日から起算して1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年10月28日

甲 千葉県千葉市中央区市場町1番1号
千葉県
千葉県知事
森 田 健 作

乙 千葉県千葉市中央区中央4丁目13番10号
千葉県生活協同組合連合会
会長理事
田 井 修 司